# 鳥取県地域社会振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会審査要領

鳥取県地域社会振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）において、指定管理候補者の選定方法は下記のとおりとする。

記

## １　審査・運営評価委員会の進め方及び選定方法

（１）評価方法

「２　評価項目・評価基準」のとおりとする。

（２）選定方法

応募者から提出された事業計画書及び各者のプレゼンテーション(提案内容の説明､質疑応答)を受け､各委員が審査項目を個別に評価採点し､その点数を合計する方法により提案者の得点を算出するとともに､順位点の方法(各委員の評価採点により付けられた順位をそのまま点数とし､その点数の合計の値の少ない方から提案者の順位を付ける方法）による採点を行い､最も優れた順位を得た者を最優秀提案者として選定する。

また､最優秀提案者以外の者についても順位付けを行う。ただし､これらの方法による順位の結果が異なる場合は､順位点の方法による順位を優先し､同点の提案者が複数となった場合には､審査員の合議により順位を決定する。

（３）プレゼンテーションの実施内容

時間　１者３０分間（応募者による事業計画書等の説明１５分、委員による質疑応答１５分）

方法　応募時に提出した事業計画書に基づき、プレゼンテーションを行うこと。

## ２　評価項目・評価基準

| 選定基準 | | 審査項目及び内容 | | 倍率 | 点数 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであるか(指定手続条例第５条第１号) | 管理運営の基本的な考え方 | | 平等な利用が確保できないと認められる場合は失格 | | |
| | | | 施設の設置目的を理解しているか | | | |
| | | | 指定管理者を希望する理由は適切か | | | |
| | | | 管理運営の方針は適切か | | | |
| 2 | 施設の効用を最大限に発揮させるものであるか(同第５条第２号) | ①施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 | | 2 | １０ | |
| | | | サービスの向上策と利用促進に向けた取組み | | | |
| | | | 利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か | | | |
| | | ②施設管理 | | 2 | １０ | |
| | | | 施設設備の維持管理・衛生管理は適切か | | | |
| | | | 外部委託の考え方は適切か | | | |
| | | ③料金設定 | | 1 | 5 | |
| | | | 開館時間・休館日は適切か | | | |
| | | | 利用料金及び利用料金の減免は適切か | | | |
| | | ④事故･事件の防止措置と緊急時の対応 | | 2 | １０ | |
| | | | 火災･盗難･災害などの事故･事件の防止 | | | |
| | | | 緊急時の体制･対応は適切か | | | |
| | | | 利用者の苦情等ﾄﾗﾌﾞﾙの未然防止と対処方法 | | | |
| | | ⑤個人情報保護等への対応 | | 1 | 5 | |
| | | | 個人情報の保護への対応は十分か | | | |
| | | | 情報の公開への対応は十分か | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ⑥スポーツ教室の普及振興の考え方、普及振興事業の企画力は十分か | 3 | １５ | |
| | | ⑦障がい者に優しい施設利用及び障がい者スポーツの普及振興に向けた取組の企画力は十分か | 2 | １０ | |
| | | 小　計 | － | ６５ | |
| 3 | 管理に係る経費の効率化が図られるものであるか(同第５条第２号) | ①収入の見積もり、考え方は適切か | 1 | 5 | |
| | | ②支出計画の見通しは適切か | 1 | 5 | |
| | | ③県の指定管理料の多寡 | 2 | １０ | |
| | | 小　計 | － | ２０ | |
| 4 | 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあるか(同第５条第３号) | ①法人等の財政基盤･経営基盤は安定しているか | 2 | １０ | |
| | | ②組織及び職員の配置等 | 2 | １０ | |
| | | 管理運営の組織・職員の職種等は適切か | | | |
| | | 日常の職員配置は適切か | | | |
| | | 人材育成は適切か | | | |
| | | ③現在の施設従業者の継続雇用に配慮されているか | 1 | 5 | |
| | | ④関係法令にかかる監督行政機関からの指導等を受けていないか | 1 | 0 | 減点評価 |
| | | ⑤個人情報の漏えい、滅失又は毀損をしていないか | 1 | 0 | 減点評価 |
| | | ⑥法人等の社会的責任の遂行状況 | | | |
| | | 障がい者を雇用しているか | 2 | 2 | |
| | | 男女共同参画推進企業であるか | 1 | 1 | |
| | | ISO14001、TEASⅠ種又はⅡ種認証登録事業者であるか | 1 | 2 | |
| | | 家庭教育推進協力企業として協定を締結しているか | 1 | 1 | |
| | | あいサポート企業等認定事業者であるか | 1 | 1 | |
| | | ⑦管理運営実績評価 | 2 | 4 | |
| | | 小　計 | － | ３６ | |
| 合　計 | | | | １２１ | |

| 評価：評価基準 |
|---|
| ５点：高く評価できる |
| ４点：評価できる |
| ３点：やや評価できる |
| ２点：普通 |
| １点：評価できない |

**【評価の留意事項】**

- **４の④⑤⑥⑦を除く審査項目のうち、一つでも評価を「１」と付した委員があるときは、又は４の⑦の審査項目に評価を「△２」と付した委員があるときは、審査・運営評価委員会で協議し、合計得点にかかわらず候補者として選定することができないと判断した場合は、失格とする。**
- **４の④⑤について、評価が「△３」､「△４」となった応募者については、指導若しくは処分又は個人情報の漏えい等の内容・改善予定を確認の上、審査・運営委員会で協議し、候補者として選定することができないと判断した場合は、失格とする。**
- **利用料金を現行の料金から変更する提案があった場合は、提案内容が近傍同種、同規模の施設の料金、サービス内容等と比較して均衡のとれたものであるか否かを踏まえて評価を行うこと。**

１　県委託料額の多寡（選定基準３③）
評価１の「評価できない」は、県提示額を超える場合　・・・　失格
応募額に応じて評価２～５の４段階に区分（県提示額と最低応募額の差を基に）

県提示額１，０００千円、最低応募額８００千円の場合
県提示額と最低応募額の差　（　１，０００　－　８００　）　＝　２００千円
２００千円　÷　４　＝　５０千円

| ５ | ４ | ３ | ２ | １ |
|---|---|---|---|---|
| ８００～８４９ | ８５０～８９９ | ９００～９４９ | ９５０～１，０００ | 県提示額超<br>（１，００１以上） |

２　関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況（選定基準４④）

０：過去３年以内に行政指導等を受けていない

△１：過去３年以内に行政指導（軽易なもの）を受けており、改善されている場合

△２：過去３年以内に行政指導（重要なもの）を受けており、改善されている場合

△３：過去１年以上前３年以内に行政処分を受けている場合、又は過去３年以内に行政指導を受けており、改善されていない場合

△４：過去１年以内に行政処分を受けているもの

３　個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の有無（選定基準４⑤）

０：過去３年以内に個人情報の漏えい等がない、又は漏えい等はあるが応募者の瑕疵や契約違反によるものではない場合

△１：過去３年以内に個人情報の漏えい等があり、当該発生原因が応募者の瑕疵や契約違反による場合

△２：過去３年以内に個人情報の漏えい等が複数回あり、当該発生原因が応募者の瑕疵や契約違反による場合

△３：過去３年以内の個人情報の漏えい等があり、当該発生原因が応募者の瑕疵や契約違反によるもので、個人情報保護委員会に報告している場合

△４：過去３年以内の個人情報の漏えい等があり、当該発生原因が応募者の瑕疵や契約違反によるもので、個人情報保護委員会に報告し、行政指導等を受けている場合

４　法人等の社会的責任の状況（選定基準４⑥）

（１）障がい者雇用の状況

常用労働者数 37.5 人以上の法人等の場合（障がい者雇用の義務がある法人等）

０：「障害者雇用状況報告書」の雇用不足数が０の場合、

△１：「障害者雇用状況報告書」の雇用不足数が１以上の場合

常用労働者数 37.5 人未満の法人等の場合（障がい者雇用の義務がない法人等）

１：障がい者を雇用している場合

０：障がい者を雇用していない場合

（２）男女共同参画推進企業であるか

１：企業認定されている、０：企業認定されていない

（３）ISO14001 又は TEAS Ⅰ種規格の認証登録事業者であるか。

２：ISO14001、TEAS Ⅰ種認証登録事業者である、１：TEAS Ⅱ種認証登録事業者である、

０：認証登録事業者ではない

（４）家庭教育推進協力企業であるか

１：企業認定されている、０：企業認定されていない

（５）あいサポート企業等認定事業者であるか

１：企業認定されている、０：企業認定されていない

**５　管理運営実績評価（選定基準４⑦）**

２：不適正な事案はなく、適正に管理運営が行われており、審査・運営評価委員会による管理運営状況についての評価結果が２の場合

１：不適正な事案はなく、適正に管理運営が行われており、審査・運営評価委員会による管理運営状況についての評価結果が１の場合

０：不適切事案はなく、適正に管理運営が行われた場合
　軽微な不適切事案があったが、その後改善され概ね適正に管理運営が行われた場合

△１：軽微な不適切事案があり、それが繰り返さるなど、改善が充分ではなかった場合
　不適切事案があったが、県への報告が行われ、速やかに改善された場合

△２：不適切事案があったが、県へ故意に報告を行われなかった、速やかに改善されなかったなど、
　事後の対応にも不備があった場合

（不適切事案の例）

・会計事務処理の証拠書類を紛失した
・利用料計算に間違いがあり、過度の過徴収又は徴収漏れがあった
・施設管理の不備により、利用者に被害を与えた　など

（軽微な不適切事案の例）

・県の検査確認後、他の書類で確認できる範囲で会計事務処理の証拠書類を紛失等した
・帳簿類への記載漏れ、利用料計算の些少の間違いがあった
・施設管理の不備により、利用者の利便を損なった　など